諮問番号：令和元年度諮問第 ７ 号

答申番号：令和元年度答申第１２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年１０月２５日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　法で消滅されるような事柄でないにもかかわらず、処分庁は審査請求人に対して、何の聞き取りも行わず、児童手当・特例給付支給事由が消滅したとして本件処分を行った。

また、現在も子どもの社会保険の扶養は審査請求人であり、生活費は毎月送っている。さらに、子ども達は、審査請求人に会いたがっている。

以上の点から、本件処分は違法、不当であるから、取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）からの平成２９年１０月２０日付け「児童手当・特例給付認定請求書（以下「認定請求書」という。）」及び「児童手当等の受給資格に係る申立書（以下「申立書」という。）」に対して、配偶者は現在、審査請求人と離婚協議中であることを、○○○○裁判所から配偶者に宛てた○○○○○○○○○○○○○○○夫婦関係調整（円満調整）申立事件（以下「申立事件」という。）に係る平成２８年１１月８日付け調停期日通知書の写し（以下「本件調停期日通知書」という。）及び配偶者の代理人弁護士から配偶者に宛てた申立事件の進捗に係る平成２９年１０月１８日付け報告書（以下「本件報告書」という。）で確認している。

また、住民基本台帳ネットワークによって平成２９年１０月２０日（以下「認定請求日」という。）現在、審査請求人と配偶者との間の３人の子ども（以下「本件対象児童」という。）が配偶者と同居していることを確認し、審査請求人と本件対象児童とは生計を同じくしていないと判断して、本件処分を行った。

（２）審査請求人の審査請求の理由に対して

ア　生活費は毎月送っていることについては、後記第５の１（４）問６－１の回答のとおりであり、本件処分に影響を与えるものではない。

イ　処分庁は審査請求人に対し、何の聞き取りも行わず消滅させたこと及び法で消滅されるような事柄ではないことについては、本件処分は、後記第５の１（１）から（３）に基づいて職権で消滅させたものであり、審査請求人の意見を聞かず処分したことに違法性はない。

ウ　現在でも子どもの社会保険の扶養は審査請求人であること及び子ども達は審査請求人に会いたがっていることについては、児童手当の支給要件又は支給事由消滅処分に影響を及ぼすものではない。

（３）本件審査請求に係る、処分庁の意見（弁明）及び添付資料等を詳細に検討した結果、法令等に基づいた処分であり違法又は不当な点はない。また、手続においても不公正な点や、不備は認められない。

（４）よって、本件審査請求は理由がないため、棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年６月　６日　　諮問書の受領

　令和元年６月　７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月２１日

口頭意見陳述申立期限：６月２１日

令和元年６月２０日　　審査庁の諮問資料の一部差し替えを受領

令和元年６月２１日　　第１回審議

令和元年６月２５日　　審査請求人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月９日

　令和元年７月２６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）児童手当法

第１条　この法律は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第１項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

　　イ　１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ　中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

二―四　（略）

２・３　（略）

４　前２項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（２）児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（雇児発０３３１第１号平成２４年３月３１日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。））（抜粋）

第２ 児童手当等の支給に関する事項

１ 支給要件（法第４条、第５条、附則第２条及び第３条、令第１条並びに規則第１条の３関係）

(6)（前略）児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこと。

すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。（後略）

（３）市町村における児童手当関係事務処理について（府子本第４３０号平成２７年１２月１８日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知）（抜粋）

（別添）児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

第２２条　受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（中略）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。

二　法第４条第４項の規定が適用されることにより、受給者と生　計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

（４）児童手当Ｑ＆Ａ集（平成２５年９月３０日厚生労働省児童手当管理室（以下「Ｑ＆Ａ」という。））（抜粋）

６．同居優先

問６－１　離婚協議中で父と別居をしているが、父から生活費を受け取っているような場合でも同居優先が適用されますか。

（答）ご照会のようなケースであっても、離婚協議中で別居しているような場合は、生計を同じくしないと認められるため、児童と同居している者を認定することになります。

問６－４　「同居優先」が適用される、離婚協議中で別居している事実について確認する書類として、（中略）調停期日呼出状の写し、（中略）などが既に示されているところですが、これらの書類以外で離婚協議中であることを確認できる書類はありますか。

（答）（前略）少なくとも一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類であれば、離婚協議中であることを確認できる書類として取り扱って差し支えありません。

　　　なお、具体的な書類として、例えば以下のような書類が考えられます。（中略）

　　◆弁護士等、第三者により作成された書類

　　　（例）離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、下記の事実が認められる。

（１）平成２９年１０月まで、審査請求人は、本件対象児童に係る児童手当を受給していた。

（２）平成２９年１０月２０日（認定請求日）、配偶者は、処分庁に対し、認定請求書、申立書、申立書の添付資料である本件報告書及び本件調停期日通知書を提出した。

（３）処分庁は、前記（２）の提出を受け、住民基本台帳ネットワークにより、認定請求日現在、配偶者が本件対象児童と同居していること及び審査請求人は本件対象児童と同居していないことを確認し、本件報告書及び本件調停期日通知書により、配偶者に離婚の意思があり、審査請求人に対しその意思が表明されていることを確認した。

（４）平成２９年１０月２５日、処分庁は、本件処分を行った。

３　判断

（１）審査請求人は本件対象児童に対して生活費を送っていること、社会保険の扶養は審査請求人であること等、種々主張する。

法第４条第４項では、児童を監護し、生計を同じくする児童の父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合は、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、これと生計を同じくするものとみなす旨が規定されている。

また、局長通知第２の１の（６）では、離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであることが示されている。

さらに、Ｑ＆Ａの６．同居優先の問６－１では、離婚協議中で父と別居をしており、父から生活費を受け取っているような場合でも同居優先が適用されることが示されている。

これらのことから、児童手当は、支給要件児童に係る生活費の負担状況等ではなく、支給要件児童と同居している者を認定する「同居優先」の制度であることが確認できる。

　本件についてみると、処分庁は、配偶者から認定請求書の提出を受け、住民基本台帳ネットワークにより、認定請求日現在、配偶者が本件対象児童と同居していることを確認したため、配偶者が支給対象児童と生計を同じくするものとみなし、審査請求人は、本件対象児童と生計を同じくしないと判断したことが認められる。

（２）Ｑ＆Ａの６．同居優先の問６－４では、「同居優先」が適用される、離婚協議中で別居している事実を確認する書類として、「調停期日呼出状の写し」、「離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書」等が示されている。

　　　本件についてみると、同居優先が適用される協議離婚中の別居に係る事実については、本件報告書及び本件調停期日通知書により明確であることから、処分庁は、配偶者に離婚の意思があり、審査請求人に対しその意思が表明されていることを確認の上、本件処分を行ったことが認められることから、処分庁の調査検討に瑕疵は認められない。

（３）ガイドラインの第２２条第２号では、法第４条第４項の規定が適用されることにより、児童手当の受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて受給事由消滅の処理を行うことができる旨が示されている。

　　　本件についてみると、前記（１）のとおり、処分庁は、配偶者から認定請求書の提出を受け、住民基本台帳ネットワークにより、認定請求日現在、配偶者が本件対象児童と同居していることを確認の上、法第４条第４項の規定の適用を行い、職権に基づいて本件処分を行ったことが認められることから、処分庁の手続に瑕疵は認められない。

（４）以上のことから、本件処分は、法令等の規定に従い適法に行われたものであることが認められることから、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　　崇